



小竹町告示第88号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条の規定に基づき、七福団地住宅環境整備事業を特定事業として選定したので、同法第11条の規定により、特定事業の選定に当たっての客観的評価の結果をここに公表する。

令和3年7月5日

小竹町長 松尾勝徳



記

七福団地住宅環境整備事業については、当初の町の計画どおり、民間活力の導入と、国の交付金及び入居者家賃の収入により、事業が実施できる目途があったと判断したため、当該事業をPFI事業として選定する。